

令和5年度事業計画(案)

【総論および重点テーマの事業計画】

1. はじめに

司法書士の使命規定が新設されて3年が経過した。司法書士は「国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与すること（抜粋）」を使命としているが、改めて我々司法書士の原点であるこの使命規定と向き合う必要がある。これまでの目的規定はあくまでも「司法書士制度」の目的を定めるものであり「司法書士」の使命を定めるものではなかった。しかし「不動産及び会社法人登記手続の代理、裁判所に提出する書類の作成、簡易裁判所における訴訟代理等を中心業務として、専門職としての成年後見人への就任、相続財産その他の財産管理人への就任、空き家・所有者不明土地の問題への対応、災害復興支援等に専門家として参画」してきた取組みが評価され、業務範囲の拡大とともに積極的な公益活動などへの取組みを背景として司法書士の使命規定が新設されたことを理解する必要があるだろう。法律事務の専門家として自覚と責任を持って執務へ取り組むべきことは当然の責務であるが、同時に拡大した業務全般への対応、公益的な社会活動の充実が求められている。司法書士会が使命を果たすため本会活動や組織体制の強化へ真摯に真っ直ぐ取り組むことで国民からの負託に応え司法書士制度の信頼を高め業界発展へ繋がる。

社会情勢へ目を向けてみると高齢化が進み高齢比率は今後も増加していくと推計されている。令和2年から感染が広がった新型コロナウイルス感染症の影響が続いた状況でデジタル化が急速に進み経済活動、働き方、行動様式が変わり、世代間ギャップも加速している。またロシアのウクライナ侵攻による経済への打撃は県内の中小企業や市民生活へも影響を及ぼしている。身近な問題ではセクシャルマイノリティー、貧困、障がい者、子ども、ネット被害、家庭内トラブル等々と様々な課題が山積している。業務に関連する法令では120年ぶりに民法の大幅な改正が行われ、空き家・所有者不明土地問題を解消するため所有者不明土地管理制度・管理不全土地管理制度の創設、更に所有者不明土地の発生予防のため不動産登記法が改正され令和6年4月からは「相続登記の義務化」が施行される。政府の進めるデジタル化も急速に進展し、登記オンライン化はもちろんであるが、民事裁判手続きの全面IT化、会社法の株主総会資料の電子提供制度、印鑑提出の任意化など業務に関連の深い分野へ及んできている。実務の現場でもITを活用した執務運営が浸透しこの流れはさらに加速するであろう。

司法書士は社会情勢の変化に対応し、拡大した業務、新たな制度、社会活動、社会問題、身近な課題まで様々な分野で市民からの要請に応えていかなければならない。本会のこれまでの組織体制や運営方法、事業スタイルのままで求められている社会的責務および職責を果たして行けるか。社会や市民からの負託に応えるだけの自覚と責任をもって組織強化、活動、執務向上へ取り組んでいるかを検証しなければならない時期を迎えている。市民へ新たな制度、法

令、司法書士の役割等を周知し、法的アクセスの利便性を高め、法令・実務に精通した執務基盤の構築、社会課題へもコミットしなければならない。また組織体制の強化、会員の事務所経営安定化、実務視点でのデジタル化などへも対応しなければならない。そのため会の要である事務局体制を強化して、部会・委員会の役割を検証し、事業展開でも新たな発案が出来ないか積極的に取組んでいく。

沖縄県司法書士会の長い歴史の中で先人達が努力を重ね積み上げてきた「信頼」を基礎として今日の活動・事業が成り立っていることを忘れてはいけない。長い歴史で培われた伝統・文化を再認識してそれを活かし更なる発展を遂げていかなければならない。特に新型コロナウイルス感染症の影響で「会員同士の繋がり」が制限されていたが、これまでの良き伝統・文化を次世代へ承継して行けるようそれを強く意識して本会活動及び事業全般の遂行に努める。

以上を踏まえ令和5年度は下記事項に重点をおいて事業を展開していく。

2. 重要テーマ

(1) 事務局の体制強化

本会運営および事業遂行の要は事務局である。本会の活性化、業界発展、市民の権利擁護を実現するためには、事務局の効率化、環境整備、人材活用などを改善して安定した事務局体制を構築しなければならない。前執行部から事務局改善に取り組んできたところ、給与規程、就業規則、休暇規程等を導入し一定の成果を上げているが課題が大幅に改善されたとは言い切れない。慢性的な時間外労働、休日出勤、業務分担、執務オペレーション、情報共有、人材育成等々まだまだ改善すべき課題が山積している。本年度も継続して事務局体制の強化を図るが、各種会議・事業への関わり方なども含め様々な面から体制の見直しを検討する。外部のアドバイザーを登用して将来を見据えた人材育成、環境整備、執務体制の構築に取り組み、組織体制を強化する。

(2) 部会・委員会の活性化

社会制度、人口構造、経済、テクノロジー、価値観、行動様式等の変化もあり社会構造全体が変革してきている。また世代間のニーズや価値観の違いも加速している。司法書士に求められる社会的ニーズが多様化しているなか従来の部会・委員会の機能と組織体制で、新たな分野、重要な課題、デジタル化など社会が求めている役割を担っていけるのか。例えば、①不動産登記に関連しない囲繞地、相隣関係、借地借家、②商業登記に関連しない事業承継、M&A、株式交換、③人権・消費者問題と関連の深いネット被害、④新しい財産管理制度、⑤デジタル化に対応した司法書士実務等々、現在の部会・委員会のあり方で社会的ニーズへ対応しきれているか検証する。また各委員会が主体的で独自性ある研究機関として機能していけるよう、広く会員が参加しやすい運営がなされるための委員会の名称、分掌、目的、定員、建て付け等を含め様々な面から検証して部会・委員会体制を強化する。

(3) 相続関連業務の推進

高齢化が進展した社会経済の変化に対応するため相続法の大幅な見直しが行われた。新たな制度が創設され（配偶者居住権、遺言書保管制度、遺産分割前における預金払い戻し制度）、従来の取扱いが大幅に見直し（遺留分、特別寄与）されて施行されている。また所有者不明土地等の発生予防のため不動産登

記法の改正が行われ令和5年4月27日から相続土地国庫帰属制度が施行、令和6年4月1日からは相続登記の義務化・相続人申告登記の新たな制度が施行される。相続への関心はこれまで以上に高まっているが、相続法及び不動産登記法の施行に伴い今後は更に相続手続きへのニーズは増加すると思われる。市民への法的サービスを周知し、専門家へのアクセスがスムーズに行えるよう、法務局、公証人役場等の関係機関との共催を含め広報、相談会、その他事業を積極的に展開する。「相続」のみならず「遺言、民事信託、遺産承継、財産管理」など相続関連業務に関して、「相続と言えば司法書士」のイメージが定着できるよう事業を推進する。

（４）事業全般で新たな企画発案

これまでも会員の資質向上、市民への情報発信、法的サービスの拡充のため積極的に事業を展開してきた。従来の運営、事業ならびに日司連関連事業などはこれまでどおり推進していくが、同時に従来の運営、事業スタイルで新たな制度、課題、社会的ニーズを補えているか、効果的な事業遂行が行われているかを改めて検証する。総務（会員の死亡・廃業した場合のサポート、図書室のデジタル化、親睦事業）、企画（会務分担、運営の仕組み、中小企業支援（商業登記受注率 65%からの底上げ）、ネット被害、民事信託・遺産承継等の新たな分野、相続関連業務への対応）、広報（イベント型、公共施設・外部団体の活用、ツール多様化）、相談（オンライン予約・相談、ニーズを捉えた新しい相談会）、研修（視察・体験型、事例・討論型、事務所経営マネジメント、単位付与の方法、12 単位取得率向上）など運営および事業の全般を通して新たな企画発案を検討する。

（５）会員同士の繋がりを意識した事業遂行

沖縄県司法書士会の良き伝統である会員同士の交流、先輩後輩の繋がり、オープンな情報共有、お互いの研鑽精神、社会・業界への献身などが長い年月をかけて会務や事業、研修等を通して培われてきた。この会員同士の強い繋がりから、お互いの信頼が生まれ、絆を強め、自信を与え、倫理・資質を向上させ、会員の執務および本会事業の強力な推進力となっている。その結果、市民の法的サービスの拡充がはかられ、ひいては社会・業界発展へ寄与してきた。沖縄県司法書士会が一丸となって「使命を果たして行く」ことが、その先の「司法書士業界の未来が築ける」ものと考えている。沖縄県司法書士会の良き伝統・文化を次世代へ承継していけるよう会務および事業活動の全般を、強い意識をもって工夫を凝らした遂行に努める。

【各部会および委員会の事業計画】

総 務 部

ようやく新型コロナウイルス感染症の流行が落ち着きをみせるなか、本年度は、会員同士の「交流、繋がり」の回復をテーマに支部の協力を得ながら親睦事業を行う。また一部の会員にのみ負担が集中することを避けるべく、会館から遠方の会員や女性会員等が幅広く会務や研修、部会、委員会等に参加できるよう環境づくりに努めていく。さらに本年度も会員の品位保持、執務姿勢および倫理の向上のための研修等を行い、単位制研修所定単位不足者の減少、苦

情・綱紀案件の減少に努めていく。継続して取り組んでいる事務局の負担軽減を、本年度はさらに徹底していくと同時に持続的な事務局組織作りのための抜本的な改革を行う。会員への情報提供、各支部や関連団体との意見交換、協調、相談体制・連携の強化をはかりながら、会員の「法律事務の専門家」としての執務の質を高めるとともに、自由かつ公正な社会の形成に寄与するため県内公営住宅の保証人廃止陳情活動などの社会貢献活動を引き続き積極的に行っていく。

【品位保持・執務姿勢】

1. 苦情・綱紀関係について

以下の方策を実施することにより、苦情・綱紀案件の減少に努める。

- (1) 司法書士会市民窓口を設置し、苦情に関して適切かつ迅速に対応する。
- (2) 会員の死亡や廃業における残務処理等のサポート体制を検討する。
- (3) 業務に関する紛議調停の斡旋
- (4) 研修部の協力を得て、倫理研修を充実させる。
- (5) 日司連年次制研修会不参加・単位制研修単位未達成の会員へ指導を徹底する。
- (6) 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の利用方法を周知徹底する。
- (7) 会則第 105 条に基づき会員に対する指導および調査を徹底する。

2. 業務広告調査等

会員の業務広告の適正化のための調査および検討を行う。

【登録調査委員会】

新入会員へ登録調査を行う。

【非司排除委員会】

本人申請の形式を装った非司法書士による登記申請は司法書士の経営基盤を揺るがし、存在意義をも問われる問題であるとの認識のもと、職務分掌に則り、非司法書士の実態の調査および情報の収集、告発・違反行為防止対策の提言を中心に行っていくと同時に、隣接専門職間における業際問題についても配慮しながら、次のような方針で事業を行う。

1. 法務局による非司調査への協力に関する提言

法務局主催の非司調査への協力のみならず調査方法を検証し提言する。また、非司調査結果による法務局の対応について協議する。

2. 非司行為への対応

- (1) 非司行為が疑われるホームページを調査する。
- (2) 市民や会員からの情報提供による非司行為に対し調査する。
- (3) 調査や情報提供に基づいて司法書士法違反と疑われる行為があれば、警告等を行う。

3. 業際問題に関する研修の開催

隣接専門職との職域・職務権限について理解を深めるための研修を開催す

る。

【制度研究委員会】

1. 現行の規則、規程等が円滑に運用されるよう改善すべき点があれば改定を検討する。新設が必要な規則、規程等があれば検討する。
2. 各種事務局手続きの印鑑廃止等の効率化を検討する。
3. 男女共同参画のため、会の事業方針決定過程および会務活動への女性司法書士会員の参画拡大のための環境整備を検討する。

【会員の執務の指導・連絡に関する事項】

1. 支部長会の充実

- (1) 各支部の実情の把握に努め、本会と支部との一層の協調を図る。
- (2) 司法書士相談における本会と支部との責任の分掌を明確化する。

2. 会員への情報提供

- (1) 会員への情報伝達の迅速化および事務処理費用の削減のため、更なるメール会員の増加に努める。
- (2) 研修資料や業務で活用できる資料、会員必携等を会員専用ホームページに掲載し提供する。

3. 執務等の改善

- (1) 会員から会に対する意見や要望が言いやすい環境をつくることにより、会の事業執行や会員の執務を改善していく。
- (2) 倫理性の維持および向上を図りつつ、社会の期待と信頼に応えるため、「司法書士行為規範」の周知徹底を図り、研修部と協力し、倫理の保持を目的とする研修を実施し、会員の執務指導を行う。

【自由かつ公正な社会の実現への寄与】

1. 法テラスとの連携強化

(1) 司法支援関連事業

成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部と連携し、法テラスが実施する特定援助対象者法律相談援助事業に協力する。

(2) 民事法律扶助制度の活用

法テラスの法律扶助事業の充実のため、さらなる相談登録司法書士の登録増と利用促進を奨励する。

2. 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部への支援

後見業務は、司法書士制度を支える主要業務であると位置づけると同時に、県内市町村へ地域連携ネットワークの中核機関の設置等が地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に積極的な役割を果たすことの必要性を認識した上で、同支部の要望や意見を踏まえ、協力・支援を行う。

3. 権利擁護委員会および消費者委員会の協力を得て、引き続き多重債務相

談、生活困窮者支援のできる会員の増加促進をはかる。

4. 引き続き、県内自治体への公営住宅入居の際の保証人要件の廃止要請を行う。
5. その他自由かつ公正な社会の実現に寄与するため職責を自覚し、社会問題に対して適宜会長声明や提言、相談会の実施、研修の実施などに努める。

【福利厚生および共済関係】

1. 引き続き今後の共済制度について検討する。
2. 令和9年度の共済会の解散に向けて、任意積立金払込停止の呼びかけをする。

【会運営の安定および効率化】

1. 事務局の執務体制の見直し

- (1) 事務局の労働時間の短縮を行う。そのための業務の効率化を図るため、指揮系統の明確化、役割分担、業務フローの明確化、執務情報の管理・共有を徹底することにより事務局体制を強化し、将来的な業務の継続性を確保する。
- (2) 人員配置の適否、人事評価を行い、給与規定、福利厚生等の労働条件を改善し、次期事務局長体制を視野にいたした人材育成を行う。
- (3) 事務局の負担改善のため、理事会や部会、委員会の開催、研修会、各種相談会等において出席者が協力することで、事務局の出席や事務作業を最小限にする。

2. DX・IT 技術の活用

DX・IT 技術等を利用することで、理事会等を含めた事務運営についての質的・量的変化および会員参加の促進を行う。

(1) 会議のハイブリッド化・ペーパーレス化

本会で行われるすべての会議について完全ペーパーレス化の推進、遠方会員への Zoom 参加により会務参加の負担を軽減する。

(2) 会議開始時間の見直し

遠方会員、女性会員、若手会員が参加しやすいように本会で行われるすべての会議について、当該会員の意見を取り入れ、会議開始時間、会議終了時間の見直し、開催頻度、運営方法を検討する。

【その他】

1. 政治連盟、成年後見センター・リーガルサポート、青年の会との協議、情報交換を行う。
2. 隣接職能団体および関係機関団体と協調、連携する。
3. 権利擁護委員会を企画部所轄とし、執務研究関連委員会との連絡・連携の一体化を図る。

所轄委員会等

- 【登録調査委員会】
- 【紛議調停委員会】
- 【事故処理委員会】
- 【非司排除委員会】
- 【苦情対応担当】
- 【制度研究委員会】

経 理 部

経理部は、日々の予算を執行し、各月決算および期末決算ならびに予算編成等の業務を行う。

1. 令和5年度の一般会計および特別会計の予算を執行する。
2. 令和5年度の一般会計および特別会計の決算書類作成を行う。
3. 令和6年度の一般会計および特別会計の予算案作成を行う。

4. 経理部業務改善

経費削減の観点から、①会員への情報伝達の迅速化および事務処理費用の削減のため、更なるメール会員の増加に努める。②会務運営のデジタル化およびDX化を取り入れる。

5. 財政基盤の強化

- (1) 会館建設借入金の返済および修繕積立を着実に履行し、借入金返済の前倒しを検討する。
- (2) 経理事務処理の効率化を引き続き行い、経費削減を図るため経費全般についての見直しを行う。

企 画 部

近年社会構造全体が急速に変革しており、司法書士法が改正されたように司法書士に求められている社会的ニーズが多様化している。本年度においては、多様化していく社会構造や新しい相続財産管理制度等の新たな業務分野やデジタル化・DXなどに対して、現在の沖縄県司法書士会の組織体制で対応していくことができるのかを検討し、各委員会の設置目的や役割を確認し、各委員会の編成を行う。

また、業務改善に関する企画および立案ならびに業務関係法規その他業務に関する調査統計および研究を通して、各会員の業務の質の向上および改善を図るとともに、多くの会員が会務に参画していくことのできる組織の在り方を検討していく。

1. 事業計画

- (1) 企画部内組織体制の検討

企画部内に設置されている委員会について、変化していく社会情勢や現

代社会に適応した組織体制となっているのか確認し、また、委員会の設置部署や委員会の再編について検討を行う。

(2) 財産管理特別委員会設置の検討

今年度で閉会となる、空き家・所有者不明土地対策特別委員会の研究成果を引継ぎ、所有者不明土地問題等と新たな財産管理制度への対応、相続登記の義務化や遺産承継等、相続関連業務への対応を含め、新たな特別委員会の設置を検討する。

(3) 業務推進

国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与するため、不動産登記委員会、商業登記委員会、裁判事務委員会、権利擁護委員会、消費者委員会、渉外登記特別委員会、民事信託研究委員会をとおり、研修や情報提供を積極的に行う。

(4) 委員会の活性化

ア 委員会としての活動方針、事業計画および予算案の主体的な策定を行う。

イ 委員会の主体的な活動を促進するため、研究費として予算組を行う。

ウ 多くの会員が会務へ参画できるような委員会の運営を検討する。

エ 各委員会委員長合同会議を年三回行う。

(5) その他

新型コロナウイルス感染症拡大を含め、社会情勢の変化や発生した災害に伴い、当会にて対応を迫られる事業につき、その都度企画・立案を行う。

2. 各委員会の活動計画

令和5年度における各委員会の活動計画は、次の通りとなっている。

(1) 不動産登記委員会

ア 前年度から会員向けに「不動産登記委員会インフォメーション」として法改正等の最新情報や留意事項等に関するトピックを毎月提供しているところであるが、今年度も引き続き最新情報を適宜提供していく予定である。また、内容や提供方法については会員からのフィードバックも参考のうえブラッシュアップを進め、会員間の情報格差を解消していきたい。

イ マイナンバーカードの交付率が、令和5年2月現在で63.5%にまで増加した。今後は依頼者が電子署名を希望する場面が増えることが予想されるため、依頼者の電子署名を用いた不動産登記申請や、完全オンライン申請の普及に向けた研究を行う。

ウ 民法改正に伴い、とりわけ不動産登記業務に影響がある改正について、実際に取り扱った業務案件の情報を各会員より収集し、会員に情報提供していく。

エ 令和6年4月より相続登記が義務化されることを見据え、相続登記の必要性を関連部署と協力し、県民に広く周知するための活動を行う。

(2) 商業登記委員会

ア 疑義事例および法務局への要望、質問等の収集

各会員にアンケートを実施し、意見要望または疑義事例等の収集を行

い、桐友会連絡会等にて法務局と打ち合わせることで、登記に関し統一的な処理がなされることを目指す。

イ 研修会の実施

改正等に対応した研修会を行う。

ウ 研究

会社合併・会社分割等を利用した事業承継に着目し、司法書士の係わり方について研究を行う。

(3) 裁判事務委員会

ア 民裁修習の継続

午前の部は、要件事実・事実認定等を中心とする学習を行う。午後の部は、実際に会員が取り組んだ訴訟を報告してもらい、これを題材にして実務的な学習を行う。ゼミ形式の集合研修を行うとともに、Zoom でも参加できるようにする。(4回開催予定)

令和5年4月15日(土) 午前10時～午後2時

令和5年6月17日(土) 午前10時～午後2時

令和5年10月14日(土) 午前10時～午後2時

令和6年2月17日(土) 午前10時～午後2時

イ 研修の実施

民事訴訟IT化について情報を収集し、研修を実施する。

新入会員向けに認定審査対策も含めた裁判実務研修を企画・実施する。

ウ 簡易裁判所代理業務少額事件報酬助成の審査

少額事件報酬助成の申請があった際に審査を行う。研修等の機会に、会員に活用を呼び掛ける。

日司連の助成対象拡大に対応して、裁判書類作成業務への報酬助成について検討する。

エ 裁判事務関係書籍の紹介

研究費を活用して、実務に役立つ裁判事務関係の書籍を購入し、会報等に紹介記事を掲載する。

オ 交通事故事件の受託促進

カ 裁判事務取扱司法書士拡大策の検討

以上の事業に加え、裁判事務取扱司法書士を増やすための各種方策について検討する。

キ 委員会の開催

地方裁判所本庁の弁論準備手続で採用されているMicrosoft Teamsを活用し、積極的に開催する。

(4) 消費者委員会

司法書士は法律事務の専門家として、国民の権利を擁護する責務を負っている。新型コロナウイルス感染症の影響で社会経済状況が変容し、失業、賃金カット、倒産、貧困、病気等を背景とした生活苦による借入の増加が懸念される。司法書士は、今後も多重債務問題に正面から取り組む社会的責任を負っており、また、成人年齢引き下げによる消費者被害を防止するための活動も積極的に取り組む必要がある。以上を指針として下記の事業を行う。

ア 引き続き『多重債務事件処理の手引き』について改定すべき箇所がないか検討する。

イ 多重債務、ヤミ金、生活保護の相談や業務受任できる会員増加を目指して研修会を企画開催する。ヤミ金、街金への対策を強化する。

ウ 県多重債務協議会、県ヤミ金融被害防止対策会議に参加し、積極的な意見を述べ、会員にフィードバックする。また同会主催のヤミ金ビラ剥がしへ参加する。

エ 成人年齢が引き下げられたことを踏まえ、高校生等を対象にした消費者教育用のリーフレット改訂に向けた調査研究を引き続き行う。

オ 多重債務問題、ヤミ金、消費者被害・トラブルの相談対応および業務受任できる会員を増やすための方策（ヤミ金対策など）を検討する。

(5) 渉外登記特別委員会

ア 会員向け相談窓口の継続

渉外相続登記やその他会員向け相談窓口を継続し、会員が気軽に相談できる環境を整備し、これにより、会員同士の情報共有や相互サポートが円滑に行われることを目指す。

イ 図書室にある書籍の紹介

昨年購入した会員向けに実務で役立つ書籍の要約（抜粋）を資料化し、約8冊分（合計40～50テーマ）を提供する。これにより、会員が効率的に知識を吸収できるよう支援する。

ウ 渉外登記ハンドブック（手引き）の作成

現在ある実務事例集とは別に、会員が渉外登記に対応できる実務マニュアル（簡易版）を作成する。主な内容は、次のとおり。

- ① 渉外手続きの概要（渉外登記の手続きに関する基本的な知識と課題）
- ② 手続きのマニュアル（渉外登記の具体的な手続き方法）
- ③ 基本的な書式（委任状、宣誓供述書）の掲載
- ④ 実際に行われた渉外登記の事例・先例等をまとめ、会員が参考にできるようにする。

(6) 民事信託研究委員会

ア 情報の収集および研究

委員会を積極的に開催し、信託登記手続きに関する事例を中心に各会員より情報を収集し、研究を行う。

イ 研修会の開催

信託登記手続きをテーマとした研修会または勉強会を開催し、具体的な事案を通じて各会員へ信託業務のより一層の浸透を図る。

ウ 情報の提供

民事信託に関する事例、登記記録例、判例等をまとめ、会員が民事信託業務に取り組む際に活用できるよう情報提供を行う。

(7) 権利擁護委員会

司法書士の使命規定が創設されたことにより、司法書士は、「法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成

に寄与する」ということが明確となり、社会からの期待が高まっている。復帰 50 年市民公開講座「住まいの貧困を考える」でも課題が明らかになったように、住まいの貧困への対応は、喫緊の課題である。長引くコロナ禍生活も相まって、国民の生活様式や社会情勢が大きく変容し、経済的困窮者の増加、人間関係が希薄になったことにより、孤立を生み、誰にも相談できずに自死を選ぶ人、認知症発症の高齢者も増えている。また、成人年齢の引き下げ、パートナーシップ制度、夫婦別姓など多様性を認める社会、価値観の変化も目まぐるしい現代、これまで以上に、当委員会の存在意義が大切になってくるものと思われる。よって今年度も会員の協力も得ながら下記事業を行なっていく所存である。

ア 子どもたちに、人権とは何か、なぜ大切なのか、自分で考え判断ができる法的思考力（リーガルマインド）を身につけてもらえるように、法教育事業へ取り組み、令和 5 年度中に配布用リーフレットの完成を目指す。

イ 権利擁護、人権尊重の視点から、社会構造上の問題にも目を向け、「ひとり」にさせない、孤立を生まない社会が実現されるよう、自ら学び、会員にとっても有意義な研修会を開催していく。

ウ 債務整理だけにとどまらない貧困問題、人権問題、福祉に関する研究を行い、当事者の声を聴き、社会に対しても積極的に発信していく。そのための資質を備えた司法書士を増やしていく。

エ 沖縄県自殺対策会議へ参加し、積極的に意見交換する。また、会員へのフィードバックを図るため、報告書を提出する。

オ 引き続き、県内自治体への公営住宅入居の際の保証人要件の廃止要請を行うとともに、復帰 50 年市民公開講座「住まいの貧困を考える」で明らかになった課題について改善を求めていく。

カ 日司連の「経済的困窮者に対する法律支援事業」の広報および審査を行い、助成金の活用実績を増やす。

広報部

司法書士制度や業務内容の周知、会員の受注拡大、権利擁護への貢献、地域との連携強化を目的とした広報活動を展開する。具体的な取り組みとして、セミナーの開催、PR 動画の制作、オンライン相談会の実施、学校や地域団体との連携、インフルエンサーとのコラボレーション、チラシやパンフレットの作成、地域イベントへの参加、メディア露出の促進、Q&A コーナーの設置、企業向けの情報提供、外国人向けの広報活動、成果報告の公開など新たな広報活動に取り組む。令和 6 年度 4 月からスタートする相続登記義務化の施行に向けて、今後ますます県民の相続についての関心、相続に関連する相談への需要が高まるものと思われることについて積極的な広報活動を行いたい。

1. 相談事業の広報について

(1) 「司法書士総合相談センター」の広報について

例年通り、司法書士総合相談センターにおいては、「なは司法書士総合相談センター」、「ちゅうぶ司法書士総合相談センター（沖縄市、うるま

市)」、「やんばる司法書士総合相談センター」があるが、沖縄タイムス、琉球新報の県内新聞二紙にて毎月1回の新聞広告、当会ホームページの一般向けお知らせを利用して広報を行う。

(2) 「沖縄県司法書士相続相談センター」の広報について

令和6年度からの相続登記義務化の施行に向けて、今後ますます県民の相続についての関心、相続に関連する相談への需要が高まるものと思われる。

現在、「沖縄県司法書士相続相談センター」については、沖縄タイムス、琉球新報の県内新聞二紙にて毎月1回の新聞広告、当会ホームページ等での広告を行っているが、今後の県民の相続に関しての需要の高まりなど、時世の流れに対応した様々な広報活動を検討していく。

(3) 役員変更登記はお済みですか月間(令和5年5月)

令和5年5月の1か月間を「役員変更登記はお済みですか月間」として、会員各事務所に無料相談を実施することに伴い、県内新聞、当会ホームページの一般向けお知らせ、当会公式 Facebook ページを利用して広報を行う。

(4) 消費者月間関連事業(令和5年5月)

令和5年5月の1か月間を「消費者トラブル対応月間」として、会員各事務所に無料相談を実施することに伴い、当会ホームページの一般向けお知らせを利用して広報を行う。

(5) 「法の日」司法書士無料相談会

令和5年10月の指定した週の期間内に、県内複数会場において「法の日無料相談会」を開催する予定であり、市町村の広告媒体、県内新聞、当会ホームページの一般向けお知らせ、当会公式 Facebook ページを利用して広報を行う。

(6) 相続登記はお済みですか月間(令和6年2月)

令和6年2月の1か月間を「相続登記はお済みですか月間」として、会員各事務所に無料相談を実施することに伴い、県内新聞、当会ホームページの一般向けお知らせ、当会公式 Facebook ページを利用して広報を行う。

(7) その他の広報について

その他、相談事業部や他の委員会が新しく企画する相談会、連合会が全国一斉で行う相談会などがあれば、各部・委員会と連携し、その事業活動に関連した広報活動を行う。

2. 法務局の共催または後援事業の広報について

「司法書士の日」記念事業や「相続登記はお済みですか月間」に関連する事業など、那覇地方法務局との共催または後援する市民公開講座・無料相談会が実施される場合には、市町村の広告媒体、県内新聞、当会ホームページの一般向けお知らせ、当会公式 Facebook ページを利用して広報を行う。

3. 会報の発行について

令和5年度も引き続き、年度内2回の会報を発行する予定である。会報の内容がマンネリ化しないように、しっかりと会員のニーズにアンテナを張り、これまでの枠にとらわれない新しい企画を検討し、会報の内容充実を目指す。

また、令和5年度も、司法書士業関連民間業者に対し、会報に掲載する協賛広告1件あたり1万円を募り、協賛広告収入を得ていく。

4. 当会公式Facebook ページについて

令和3年度より開設された当会公式Facebook ページは、当会の相談会、司法書士制度の広報等に利用しており、昨年度1投稿あたり23~1058だった閲覧者数を更に増やすよう、フォロワー数を増やす工夫をする。

5. テレビCMの放映について

令和4年度に相続・遺言に関連する沖縄県司法書士会テレビCMを制作した。令和6年の相続登記義務化に向けて、令和5年度も当該素材を活用しテレビ放映し、県民に広く司法書士制度の広報と相続といえど司法書士の専門分野であることを積極的に発信する。

6. 有料広告について

令和5年度も新聞広告、当会ホームページ等を中心として広報を行っていくが、県民がどのような需要を求めているか柔軟かつきめ細かに内容を検討して発信を行っていく。費用対効果を鑑みながら、ありとあらゆる有料広告の活用を検討し、事業内容によっては那覇地方法務局と連携した広告についても検討していく。

7. その他

(1) 県内離島の広報活動について

宮古、八重山は人口5万人前後を有する地域であり県内と同様の広報活動が必要である。またその他の離島各地における司法書士出張相談業務も、当会の重要な事業の一つで、先島をはじめとする離島各地においての広報活動をいっそう強化するための事業を行っていく。

(2) 会長声明について

自由かつ公正な社会となることが実現されることを目指し、司法書士がそれに寄与することが職責であることから派生する役割として、社会問題に対して適宜会長声明や提言を広報していく。

(3) ホームページの充実

他の部会、委員会と連携しながら、研修資料、会議資料等のダウンロードなど、ホームページを有効活用できる仕組みづくりを検討していく。

(4) 様々な社会資源の活用

地域団体、地域イベント、公共施設、学校、SNS等の広報活動において有効に活用できる様々な社会資源については、積極的に活用を検討していく。

(5) その他の広告について

昨今の急激なAIやテクノロジーの発展により、様々な革新的なサービスが生まれる時代となっている。当会に必要なものであれば、有償無償を問わず、新しい広報方法について検討していく。

また、災害に関連する相談会など、突発的に発生する社会問題に当会が必要な相談会を行う場合は、状況に合わせた広報活動を行う。

研 修 部

日司連会員研修規則には、会員は単位制研修について1実施年度に倫理研修2単位を含む12単位以上取得しなければならないとされている（研修単位取得義務。規則第6条第1項・第12条）。今年度も研修内容の充実を図りつつ、併せて研修制度および研修単位取得の義務化の周知ならびに研修履修状況を個別通知するなどの措置を講じていくことにより、所定単位取得者の割合を高めていきたい。引き続き、日司連研修総合ポータル（eラーニング・映像ライブラリ等）のコンテンツを積極的に案内していく。

倫理研修については執務姿勢、懲戒事例および司法書士としての品位の保持に関する内容をさらに充実させていく。また、当会に設置される各種相談センター相談員がその専門性をより高められるよう内容の充実を図っていきたい。各委員会とも連携し会員の興味を引く研修を行っていく。当会会員研修講師の育成にも努めていきたい。

1. 会員研修（司法書士会員一般研修）

司法書士会員が、法律実務家として必要な専門知識を修得するため、法令・実務・教養その他これに関連する事項について研修を行う。

（1）単位制研修

集合（同時配信を含む。）、Web配信または集合とWeb配信双方を組み合わせたハイブリッド方式での研修を積極的に行う。

日司連の講師派遣を積極的に活用する。外部講師を招聘した研修を行う。

ア 倫理に関する研修

苦情対応担当または綱紀調査委員会とも連携して綱紀事例に関する研修を行う。

グループディスカッションの手法を用いた職業倫理に関する研修を行う。

イ 新法・法改正に関する研修

法改正の動向を注視し、必要に応じて研修を行う。

ウ 不動産登記に関する研修

不動産登記委員会と連携し研修を行う。

エ 商業・法人登記に関する研修

商業登記委員会と連携し研修を行う。

オ 裁判実務に関する研修

裁判事務委員会と連携し研修を行う。多くの会員が簡裁訴訟代理等関係業務に取り組めるよう民裁修習を定期的に継続して開催する。

カ 財産管理業務に関する研修

関連委員会と連携し研修を行う。

キ 信託に関する研修

民事信託研究委員会と連携し研修を行う。

ク 渉外登記に関する研修

渉外登記特別委員会と連携し研修を行う。

ケ 消費者問題に関する研修

消費者委員会と連携し研修を行う。

コ 権利擁護に関する研修

権利擁護委員会と連携し研修を行う。

サ その他実務に関する研修

(2) 年次制研修

一定の登録年次の会員を対象に、司法書士倫理を保持することを目的として、司法書士の執務改善・司法書士倫理に関する事項について行う。

2. 日司連・九州ブロック、各支部、その他関連団体による研修会への参加を奨励する。

ア 日司連年次制研修会

イ 日司連業務研修会

ウ 日司連中央研修会

エ 中央新人研修

オ 九州ブロック新人研修会

カ 支部研修会

キ その他

3. 関連団体との共催

関連団体と共催し、各種研修会を開催する。

4. 新入会員研修

新入会員および入会予定者に対し、業務に関する法的知識・司法書士会員として必要な識見と品位保持に関する事項を修習させるために研修を行う。

(1) 新入会員配属研修

新入会員および入会予定者のうち希望する者に行う。

(2) 新入会員一般研修

日司連および九州ブロックの新人研修会と整合性のとれた研修会を開催する。また、法テラスの民事法律扶助制度等の活用を促進するため、新入会員向けに制度説明を行う。

5. 補助者実務研修

会員の円滑な業務遂行に資するため、業務に必要な知識および実務その他業務態度に関する事項について行う。

6. 本年度の検討課題

(1) 倫理研修の強化に取り組む。

(2) 年次制研修不参加の会員への指導を徹底する。

(3) 研修単位取得達成率の向上に努める。

会員の関心の高い研修分野の情報収集に努め、その研修を提供できるよう努める。また、研修会案内の発信方法を工夫し、会員に研修に興味を持ってもらうよう努める。

(4) 研修運営の IT 化に伴う、各会員向けサポート体制を充実させる。

(5) Web 配信または集合と Web 配信双方を組み合わせたハイブリッド方式での研修について改善を図る。Web 配信での研修運営にあたり、各種アプリケーションの機能（例 Zoom ウェビナーオプション・ブレイクアウトルーム

等)を積極的に取り入れる。

- (6) 各委員会が企画する研修会について運営面でのサポートを充実させる。
- (7) 司法書士業務に関連する法律分野だけに限らず、経営、人材育成、社会テーマなど、従来の枠組みにとらわれない分野について、他専門職能、機関、団体等を活用した研修会が開催できるよう取り組む。
- (8) 事務局に依存しない研修運営方法の構築をする。

相 談 事 業 部

所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直しによる改正法が順次施行されており、令和6年4月1日には相続登記の義務化が控えている。本年度はまさに司法書士制度アピールのための絶好の機会となろう。相続に関する相談先として各種専門職、様々な業態が積極的なアピールをすすめる中、我々司法書士がいの一番の相談先に選ばれるためにも、専門性はもとより、なによりも相談者に寄り添う姿勢が求められる。先人たちの努力とも相俟って発展してきた司法書士制度 150 年の歴史を承継し、これからも「身近なくらしの法律家」、最も近くで市民に寄り添い続ける専門職として、相談者ファースト、相談者のニーズに応えられる相談事業を行なっていきたい。当会相談事業についてますますの充実、発展を図っていく。

1. 相談事業の充実

(1) 定例の無料相談

ア 司法書士総合相談センター

定例の無料法律相談を次のとおり行う。

① なは司法書士総合相談センター

当会会館 週2回、火曜日・木曜日 14時～16時

② ちゅうぶ司法書士総合相談センター

沖縄市役所内 毎月1回、第2金曜日 14時～16時

うるま市役所内 毎月1回、第3水曜日 14時～16時

③ やんばる司法書士総合相談センター

名護市内 毎月1回、第3水曜日 14時～16時

イ 司法書士相続相談センター

相続に関する定例の無料相談を、次のとおり実施する。

① 沖縄県司法書士相続相談センター

当会会館 週1回、水曜日 14時～16時

② 相続相談センター名簿登載者事務所での相談

初回相談無料で、名簿登載者事務所へ配転する。

ウ 司法書士物損交通事故相談センター

司法書士が行なうことができる物損交通事故関連業務に関する無料相談を適宜実施する。

(2) 連合会、九州ブロック会との協働

連合会、九州ブロック会と協働し、各種講演会・相談会等を実施する。

ア 5月「役員変更登記はお済ですか月間」「消費者トラブル対応月間」

5月1日から5月31日までの1か月間、当会会員の各事務所などにおいて役員変更登記および消費者トラブルに関する無料相談を実施する。

イ 10月「法の日週間」

10月1日（法の日）から10月31日までの1か月の内、1週間を充てて、当会会員の各事務所などにおいて、**無料相談**を実施する。

ウ 2月「相続登記はお済みですか月間」

2月1日から2月末日までの1か月間、当会会員の各事務所などにおいて相続登記に関する**無料相談**を実施する。

エ 3月「その請求に困ったら司法書士へ」

3月1日から3月31日までの1か月間、当会会員の各事務所などにおいて、裁判上、裁判外を問わず金銭支払等の請求を受けて困っている市民を支援するための**無料相談**を実施する。

オ その他連合会、九州ブロック会と連携した相談会等の開催

(3) 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートとの協働

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部と協働し、後見制度に関する講演会・相談会等を実施する。

(4) 沖縄県司法書士青年の会、全国青年司法書士連絡協議会との協働

沖縄県司法書士青年の会、全国青年司法書士連絡協議会と協働し、各種講演会・相談会等の実施を検討する。

ア 離島巡回相談（司法過疎地域巡回法律相談）

イ 養育費

ウ 生活保護（経済的困窮者に対する法律支援）

エ 労働トラブル

オ その他

(5) 法務局との協働

法務局と協働し、各種講演会・相談会、相談員の派遣等を検討する。

ア 所有者不明土地問題、相続登記申請義務化対応

イ 全国一斉！法務局休日相談所

法務局からの要請に応じて、当会会員を相談員として派遣する。

(6) 相談先会員の紹介、斡旋

各種相談に係る当会への問合せについて、最寄りの会員等を紹介または斡旋する。

2. 各種相談員の拡充および強化ならびに相談システム運用の改善など

(1) 相談員の拡充および養成

ア 相談員の募集および名簿調製

上記1.（1）の司法書士総合相談センター、司法書士相続相談センター、司法書士物損交通事故相談センター等の相談員および下記3.（1）

ウ「空き家等の対策の推進に関する協定」に基づく相談員、その他相談員の募集ならびに名簿調製を行なう。

イ 各種相談・回答事例集の整理および作成検討

相談員の相談報告書作成負担軽減の観点から、各種相談事例、回答事例集の収集、整理および作成ならびに当該マニュアルの相談室設置および相談員への配付を検討する。

ウ 研修部との連携

各種相談員の能力向上を図るため、研修部と連携し各種相談事案に即し

た研修、相談技法についての研修会を検討する。また、新入会員に対して、相談技法向上の観点から、同席研修・相談会への参加を奨励し、これに参加した会員への研修単位付与の方策について検討する。

(2) Web 司法書士総合相談センター相談受付・管理システムの導入

令和3年10月より全国の司法書士会で順次運用が開始されている Web システムを用いた総合相談センターの相談受付・管理システムについて、当会での導入を検討し、研修部とも協力し同システム運用開始に向けた会員向け研修を実施する。

(3) ホームページからの相談受付など

広報部と連携し、当会ホームページからの相談受付方法などについて検討する。

(4) 司法過疎地域からの相談について

離島等司法過疎地域の相談者に対し、電話による相談に加えて Zoom 等を利用した Web 相談対応を行なう。

3. 行政、関連団体および関係機関との連携

(1) 行政等への協力

ア 国、県、市町村または関連団体への派遣、紹介

国、県、市町村または関連団体にて継続的に開催される各種相談会および講習会に協力し、要請に応じて当会会員を相談員または講師として派遣を検討する。

① 市町村職員研修会

② 暮らしの総合行政相談会

③ 一日合同行政相談会など

イ 多重債務者相談強化キャンペーン、自殺対策事業、消費者月間等

多重債務者相談事業、自殺対策強化月間、消費者月間等に協力し、要請に応じて当会会員を相談員または講師として派遣を検討する。

ウ 県内各自治体との空き家等の対策の推進に関する協定

当会と県内各自治体による「空き家等の対策の推進に関する協定」に基づき、協定締結先自治体からの要請に応じて、当会会員を相談員として派遣する。

(2) 沖縄士業ネットワーク協議会

ア よろず相談会

沖縄士業ネットワーク協議会主催による「よろず相談会」へ当会会員を相談員として派遣する。

イ 災害時協定

沖縄士業ネットワーク協議会と各自治体による「大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する協定」に基づき、要請に応じて、当会会員を相談員として派遣する。

(3) 三士会

那覇家庭裁判所主催による「成年後見制度利用促進基本計画に関する協議会(三士会)」に当会担当者を派遣する。

(4) 法テラス

日本司法支援センター（法テラス）の行う法律扶助事業等に協力すると

ともに、さらなる司法書士の相談員登録および法テラス事業の利用の促進を奨励する。

4. その他課題対応

(1) 社会貢献活動および権利擁護事業

経済的困窮者、権利擁護等に関する法律支援について、行政、関連団体および関係機関と協力し、必要に応じて相談会等の実施を検討する。

(2) 相続登記義務化、空き家、所有者不明土地問題への対応

各種団体より「相続登記義務化、空き家、所有者不明土地問題」に関する講演会、または相談会等の依頼があった際の当会会員講師または相談員の派遣を検討する。

(3) 新型コロナウイルス感染症に起因する問題および自然災害等への対応

新型コロナウイルス感染症に起因する生活・経済的な問題、その他台風等による自然災害が発生した場合において、連合会、関連団体および関係機関と協力し、情報収集に努め、必要に応じて相談会等の実施を検討する。

(4) ADR 調停センター

全国の ADR 調停センターの動向を踏まえ、組織面・運用面から当会における認証の必要性の有無について検討する。

(5) 各委員会との連携

当会各委員会が各種相談事業に積極的に取り組めるよう支援する。

(6) DX 化、IT 活用について

相談事業における DX 化、IT 活用方法について研究する。

(7) 事務局業務負担の軽減、相談事業部の体制強化

事務局業務の負担を軽減するため、相談事業部の役割を明確化することとし、相談事業部の部員間連携強化を図ったうえで、事務局に依存しない相談会運営体制を構築する。

(8) 司法書士の専門性を活かした相談会の開催

司法書士の専門性を活かした相談会、社会ニーズに応えた新たな分野の相談会の実施を検討する。

(9) 会員参加型相談事業の運営

多くの会員が取り組みやすい相談事業の運営に努める。

(10) その他

その他、市民への法的サービスの拡充に繋がる相談会の実施を検討する。